

教企第563号

令和4年8月10日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、新型コロナウイルス感染症のBA.5系統への置き換え等により新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このことから、医療提供体制を堅持するため、県民や事業者の皆様へ「日頃の備え」や医療機関の受診等に関する「適切な手段の選択」などへの臨時特別な御協力をお願いすることとし、現在の協力要請に重ねて別紙のとおり要請されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第563号

令和4年8月10日

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、新型コロナウイルス感染症のBA.5系統への置き換え等により新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このことから、医療提供体制を堅持するため、県民や事業者の皆様へ「日頃の備え」や医療機関の受診等に関する「適切な手段の選択」などへの臨時特別な御協力をお願いすることとし、現在の協力要請に重ねて別紙のとおり要請されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第563号

令和4年8月10日

各教育事務所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について(通知)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、新型コロナウイルス感染症のBA.5系統への置き換え等により新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このことから、医療提供体制を堅持するため、県民や事業者の皆様へ「日頃の備え」や医療機関の受診等に関する「適切な手段の選択」などへの臨時特別な御協力をお願いすることとし、現在の協力要請に重ねて別紙のとおり要請されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第563号

令和4年8月10日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、新型コロナウイルス感染症のBA.5系統への置き換え等により新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このことから、医療提供体制を堅持するため、県民や事業者の皆様へ「日頃の備え」や医療機関の受診等に関する「適切な手段の選択」などへの臨時特別な御協力をお願いすることとし、現在の協力要請に重ねて別紙のとおり要請されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

山梨県教育庁教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750